

市場拡大再算定品目について

- 効能変更等が承認された既記載品及び2年度目以降の予想販売額が一定額350億円を超える既記載品について、一定規模以上の市場拡大のあった場合、新薬記載の機会（年4回）を活用して、薬価を見直すこととされている。
- 今般、デュピクセント皮下注について、NDBデータ（12月診療分）に基づく検討を行ったところ、市場拡大再算定の要件に該当したことから、新薬記載の機会を活用して薬価を見直すこととする。

《薬価算定組織 令和4年4月19日》

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類	再算定の理由	適用日
1	デュピクセント皮下注 300mg シリンジ 同 皮下注 300mg ペン	デュピルマブ(遺伝子組換え)	サノフィ(株)	300 mg 2mL1 筒 300 mg 2mL1 キット	66,356 円 66,562 円	58,593 円 58,775 円	注 449 その他のアレルギー用薬	市場拡大再算定の要件に該当 ^(※1)	令和4年8月1日 ^(※2)

※1 本品は記載から10年を経過していない。また、NDBデータに基づく検討を行ったところ、年間販売額が350億円超かつ、基準年間販売額の2倍超という要件に該当すると判断した。

※2 医療機関等における在庫への影響等を踏まえ、再算定薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。

	成分数	品目数
注射薬	1	2
計	1	2